

# 美里町地域防災計画修正

## 新旧対照表

平成30年6月

防災計画修正（案）新旧対照表

（一般災害対策）第3章

修正前	修正後
<p>第1節 防災組織計画</p> <p>2. 災害対策本部</p> <p>（3）オ. 災害対策本部の事務分掌</p> <p>各対策部の任務分担及び所掌事務は、次のとおりである。</p> <p>保健衛生対策部 健康窓口課長 健康窓口課職員</p> <p>4.5.6.7（健康窓口課） 文教対策部 （正）教育課長</p> <p>議会对策部（追加）</p> <p>第10節 食料供給計画</p> <p>2. 実施方法</p> <p>炊き出しは、避難所等食事をする場所に近い適当な場所において実施する。町が奉仕団体等の協力により、学校の給食施設等の施設を利用して行うが、このとき必ず必ず町職員等責任者が立会い、その実施について指導するとともに必要事項を記録する。</p>	<p>第1節 防災組織計画</p> <p>2. 災害対策本部</p> <p>（3）オ. 災害対策本部の事務分掌</p> <p>各対策部の任務分担及び所掌事務は、次のとおりである。</p> <p>保健衛生対策部 <u>健康保険課長 健康保険課職員</u></p> <p>4.5.6.7 <u>（健康保険課）</u> (P17)</p> <p><u>文教対策部（正）学校教育課長（副）社会教育課長</u></p> <p><u>議会对策部（正）議会事務局長 議会事務局職員</u></p> <p><u>1.議会との連絡・調整に関すること。</u> (P18)</p> <p>第10節 食料供給計画</p> <p>2. 実施方法</p> <p>炊き出しは、避難所等食事をする場所に近い適当な場所において実施する。<u>特に福祉避難所である福祉保健センター近くの道の駅美里「佐俣の湯」は入浴及び食事提供の施設としてその提供を施設管理者と協議するものとする。また、町が奉仕団体等の協力により、学校の給食施設等の施設を利用して行う場合は、必ず町職員等責任者が立会い、その実施について指導するとともに必要事項を記録する。</u> (P35)</p>

(一般災害対策) 第3章

修正前	修正後
<p>3. 物資の確保 町は、炊き出し、その他食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保する。</p> <p>第13節 飲料水供給計画</p> <p>4. 応急飲料水以外の生活水の確保 その必要最小限度の生活水の確保及び供給を図るものとする。</p> <p>第15節 廃棄物処理計画</p> <p>5. 災害廃棄物処理計画 (8) (追加)</p>	<p>3. 物資の確保 町は、炊き出し、その他食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保する。<u>また、備蓄品を確保するため、備蓄倉庫を整備する。</u> (P35)</p> <p>第13節 飲料水供給計画</p> <p>4. 応急飲料水以外の生活水の確保 その必要最小限度の生活水の確保及び供給を図るものとする。<u>また、必要な場合その確保のために耐震性貯水槽を整備する。</u> (P37)</p> <p>第15節 廃棄物処理計画</p> <p>5. 災害廃棄物処理計画 <u>(8) 詳細については、別紙災害廃棄物処理計画に基づくものとする。</u> (P38)</p>

(一般災害対策) 第4章

修正前	修正後
<p>第1節 施設災害復旧計画</p> <p>2. 復旧計画</p> <p>災害の復旧に関して、(中略)短期完成を図ることを目指とする。(追加)</p>	<p>第1節 施設災害復旧計画</p> <p>2. 復旧計画</p> <p>災害の復旧に関して、(中略)短期完成を図ることを目指とする。<u>また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。</u> (P47)</p>

(震災対策) 第3章

修正前	修正後
<p>第12節 食料供給計画</p> <p>3. 炊き出しの実施</p> <p>町は原則として（中略）自ら又は委託して炊き出しを行うものとする。</p> <p>第16節 廃棄物処理計画</p> <p>3. ごみ処理計画</p> <p>(7) (追加)</p>	<p>第12節 食料供給計画</p> <p>3. 炊き出しの実施</p> <p>町は原則として（中略）自ら又は委託して炊き出しを行うものとする。<u>また、道の駅美里「佐俣の湯」は入浴及び食事の提供の施設として有効な施設であるので、その提供に施設管理者と協議するものとする。</u> (P24)</p> <p>第16節 廃棄物処理計画</p> <p>3. ごみ物処理計画</p> <p><u>(7) 詳細については、別紙災害廃棄物処理計画に基づくものとする。</u> (P26)</p>